



うめきた温泉
Wellbeing Park

厚生労働省認定健康増進施設

NEWS RELEASE

2026年1月29日

報道関係者各位

株式会社ラスイート

【うめきた温泉 蓮 Wellbeing Park】

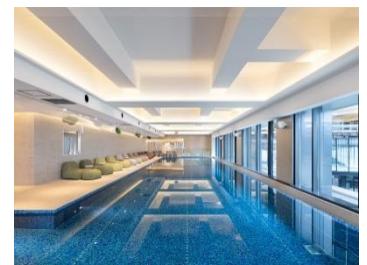
厚生労働省より「指定運動療法施設」に指定

温泉療養に加え、運動療法でも医療費控除の対象に



うめきた温泉 蓮 Wellbeing Park（代表取締役社長：関 寛之、所在地：大阪市）は2026年1月20日に、厚生労働省より「指定運動療法施設」に指定されたことをお知らせします。

同施設は2025年10月31日に厚生労働大臣より「運動型健康増進施設」の認定を受けており、この度の指定により、医師の指導に基づく運動療法において、同施設の利用料と往復交通費が医療費控除の対象となります。



また同施設は2025年8月4日に健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行なうことができる施設として、厚生労働大臣より「温泉利用型健康増進施設」に認定を受けています。医師の指導に基づき、同施設を利用して温泉療養を行い、要件を満たすと施設の利用料と往復交通費が医療費控除を受けることができます。

生活習慣病をはじめ、様々な症状に悩む方が、医療費控除を利用して気軽に運動療法や温泉療養に取り組めるよう、様々なアプローチで健康増進に寄与してまいります。温泉・運動・食事・メディテーション・美容をテーマに提供するサービスを組み合わせ、個々人にあった健康増進、ウェルビーイングを体験していただけます。

<指定運動療法施設とは>

厚生労働大臣認定健康増進施設のうち、一定の要件を満たす施設について、厚生労働省が運動療法を行うに適した施設として指定したもの。医師の指導に基づく運動療法の利用は所得税医療費控除の対象となる。運動利用型健康増進施設390施設の内、283施設が認定。(2026年1月23日時点、公益財団法人日本健康スポーツ連盟)

<運動療法を利用して医療費控除を受ける流れ>



①提携医療機関またはかかりつけの医師に運動療法処方箋の交付を受ける。



うめきた温泉
Wellbeing Park

②指定運動療法施設である当館で運動療法を受け、領収証を受け取る。



③提携医療機関またはかかりつけの医師に助言・経過観察等を受ける。
署名入りの実施証明書の交付を受ける。



④税務署で所得税を申告。領収書や実施証明書を提出する。

※医療費控除の条件

- ・高血圧症、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等により、運動療法を行うことが適当であると医師が判断し運動療法処方箋を発行した場合
- ・処方箋に基づき、概ね週1回以上、8週間以上にわたり運動療法をおこなった場合

<うめきた温泉 蓮 Wellbeing Parkについて>

ウェルネス・ウェルビーイングをコンセプトとする健康増進施設。温浴・運動・食事・メディテーション・美容を5つのテーマとし、2015年開業の「神戸みなと温泉 蓮」の経営・運営のノウハウを生かしつつ、最先端技術を導入し、5つのテーマに基づいた多彩なサービスを組み合わせ、個々のお客様に最適な体験を提供いたします。グラングリーン大阪 ショップ&レストラン南館3階・4階に2025年3月21日開業。2025年8月4日、厚生労働大臣より大阪市初の「温泉利用型健康増進施設」に認定。2025年10月31日、「運動型健康増進施設」に認定され、大阪府初、西日本では姉妹施設である「神戸みなと温泉 蓮」に続く2施設目のW認定施設となりました。2026年1月20日に厚生労働省より「指定運動療法施設」に指定。健康でウェルビーイングな生活をサポートしています。

公式 HP : <https://umekita-onsen.jp/>



厚生労働大臣認定健康増進施設
うめきた温泉 蓮



《本件に関するお問い合わせ》 株式会社ラスイート 企画広報部 向井 尚子 (MUKAI Shoko)

TEL : 06-6377-7777 FAX : 06-6377-7677 E-mail : info.umekita@ren-spa.jp